

改正

平成22年11月12日告示第25号
平成23年5月17日告示第10号
平成24年4月6日告示第9号
平成28年9月21日告示第39号
平成29年5月1日告示第20号
平成29年8月29日告示第38号
令和元年7月2日告示第33号
令和4年4月12日告示第25号

佐久穂町最低制限価格制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、町が発注する建設工事の競争入札に最低制限価格を設けることについて必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計金額 消費税及び地方消費税の額を含む設計金額をいう。
- (2) 入札書比較価格 予定価格に110分の100を乗じて得た額をいう。
- (3) 建設工事 建設業法（昭和24年法律100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

(対象入札)

第3条 予算執行者は、設計金額が50万円以上の建設工事に係る競争入札について、次条に規定する方法により算出した最低制限価格を設定するものとする。ただし、特別な事情があるときは、最低制限価格を設定しないことができる。

(最低制限価格の算出方法)

第4条 最低制限価格は、次に掲げる方法により算出した額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、1,000円未満を切り捨てた額とする。

- 2 入札書比較価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合算額（以下「合算額」という。）とする。ただし、合算額が入札書比較価格の100分の92を乗じて得た額を超えるときは入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額とし、入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額に満たないときは入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額とする。
 - (1) 直接工事費に100分の97を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費に100分の68を乗じて得た額
- 3 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは、最低制限価格を入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額から100分の92を乗じて得た額までの範囲内の額とすることができる。
- 4 最低制限価格は佐久穂町財務規則（平成17年佐久穂町規則第37号。以下「規則」という。）第109条に定める予定価格調書に併記するものとする。

(入札者への周知)

第5条 この告示の円滑な運用を図るため、最低制限価格を設ける入札（以下「対象入札」という。）について、規則第106条の規定による入札の公告及び規則第117条第2項の規定による指名競争入札通知書に、対象入札であることを記載するとともに、入札執行に当たり次に掲げる事項について説明を行うものとする。

- (1) 政令第167条の10第2項の規定の適用があること。
- (2) 最低制限価格を下回った入札を行った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならないこと。
- (3) 失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加できないこと。

(落札者の決定)

第6条 入札執行者は、最低制限価格を下回る価格の入札があったときは、当該入札を行った者に政令第167条の10第2項の規定により、落札者としないう旨を告げるものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者があるときは、入札執行者は、このうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定するものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行し、同日以後の入札の公告又は指名の通知に係る競争入札から適用する。